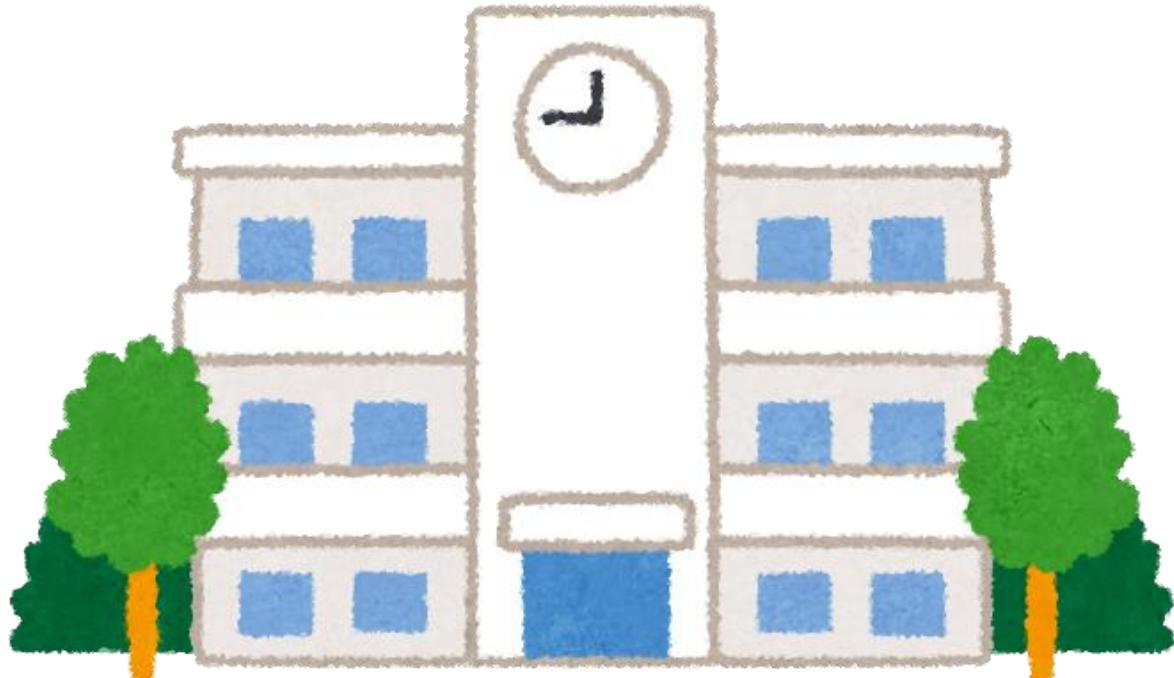
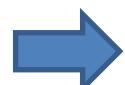


校舎・園舎等の耐震対策はお済みですか？

今後 30 年以内に、南関東でマグニチュード 7 クラスの地震が発生する確率は、70%といわれています
生徒・児童・園児や教職員の命を守るために、今できることを



私立学校の耐震対策事業への助成制度があります



校舎・園舎等の耐震改修工事

耐震診断の結果、耐震性が不足していたとしても耐震改修を行うことで、大地震に対して現在の耐震基準で建てられた建物と同等の耐震性を確保することができます。

耐震改修のためには、耐震診断を実施し、現在の建物の耐震性を確認するとともに、目標の耐震性を実現するための補強設計を行う必要があります。その後、補強設計に従って耐震改修工事を行います。災害が起きる前に地震に強い建物に改修することが大切です。

私立学校安全対策促進事業費補助金の概要

◆補助対象となる建物◆

新耐震基準（昭和56年度公布）前の基準により建築された園舎、校舎及び屋内運動場等の教育施設

⇒まずは

● 耐震診断

- ・補助金の対象となる経費 耐震診断費（目視等による簡易な耐震診断を除く）
- ・補助率 5分の4以内

⇒耐震診断の結果、Is値がおおむね0.7未満、又はIw値がおおむね1.1未満の場合

● 耐震補強工事

- ・補助金の対象となる経費 工事費、実施設計費（工事費の5%を上限）
- ・補助率 3分の2以内又は5分の4以内（診断結果による）
- ・補助対象経費の上限額 1校・園当たり3億円（同一年度に複数棟の場合は6億円）

⇒耐震補強工事では対応できない特別な理由がある場合

● 耐震改築工事

- ・補助金の対象となる経費 実施設計費、工事監理費、補助対象施設の解体撤去費、建物の躯体工事費、仕上げ関係工事費、附帯工事費等
- ・補助単価 基準単価（毎年度見直し）と新建物の建設工事費の1m²当たりの単価とを比較して、いずれか低い額
- ・補助率 3分の2以内又は5分の4以内（診断結果による）
- ・補助対象経費の上限額 1校・園当たり3億円（同一年度に複数棟の場合は6億円）

※診断、補強は補助金申請年度内に完了すること。改築は複数年度にかかる工事も補助対象となります。

非構造部材の耐震対策工事

近年の大規模な地震では、天井材の落下など、いわゆる「非構造部材」の被害も発生しています。建物の耐震化とあわせて非構造部材についても一層の安全性が求められています。

非構造部材とは

柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材を「非構造部材」といいます。

学校における非構造部材の例

天井、照明器具、窓・ガラス、外壁（外装材）、内壁（内装材）、収納棚その他地震時に生徒等の安全を確保するために対策が必要な設備機器等を含みます。
(放送設備機器等、バスケットゴール、ピアノ、図書室の本棚など)

非構造部材耐震対策工事費助成事業

○幼稚園

対象経費 工事費、耐震点検費、実施設計費（1園当たり1億円を限度）

補助率 2分の1（国庫補助金の対象事業は3分の1）

○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

対象施設 大講義室、ホール等の100m²以上の空間を有する施設

対象経費 工事費、耐震点検費、実施設計費（1校当たり2億円を限度）

補助率 2分の1（国庫補助金の対象事業は3分の1）

補助対象工事の例

天井材や照明器具の落下防止工事、外壁材の剥落防止工事、サッシの落下防止工事、ピアノやロッカー等を建物に固定する転倒防止工事など

その他国庫補助金において私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費又は私立高等学校等施設高機能化整備費）の対象となる場合があります。

補助対象経費 工事費、耐震点検費、実施設計費（幼稚園は1園当たり1億円を限度、小・中・高・特別支援学校は1校当たり2億円を限度）

補助率 原則として3分の1

文部科学省から事業募集がかかると各学校法人へ東京都より連絡します。国庫補助金は原則として内定前着手が認められていません。また、予算の状況によってはすべての事業が採択されない場合があります。

その他に校舎・園舎等の耐震化を支援するため、以下の事業を行っています。

耐震化に係る建築士の学校派遣事業

「耐震化を誰に相談すればいいのか?」「実際に建物を見てもらって相談したい!」「工事にはどのくらいの時間やお金がかかるのだろう?」などの疑問に、耐震化の専門家である建築士が直接皆さんの学校を訪問し、実際の建物の状況を見ながらアドバイスします。また、非構造部材の耐震化についても同様の派遣事業を行っています。

振興資金融資事業

東京都私学財団では、都内私立学校（園）を対象に低利な条件での融資を行っています。

補助対象事業の学校負担分の融資やつなぎ資金など耐震化事業に対する優遇制度もありますので、是非ご活用ください。

お問合せは

- ◆校舎・園舎等の耐震改修に係る補助（私立学校安全対策促進事業費補助金）
- ◆国庫補助金（私立幼稚園施設整備費・私立高等学校等施設高機能化整備費）

東京都生活文化局私学部私学振興課（助成担当）

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階

電話 03(5388)3182

E-mail S1161501@section.metro.tokyo.jp

- ◆非構造部材の耐震対策工事（国庫補助を除く）

- ◆耐震化に係る建築士の学校派遣事業

- ◆振興資金融資事業

公益財団法人東京都私学財団振興部振興課

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階

電話 03(5206)7923

HP <https://www.shigaku-tokyo.or.jp/index.html>